

第1章 基本的な考え方

1. 図書館とは

(1) 図書館とは

図書館とは、「図書館法（法律第118号、昭和25年4月30日）（以下「法律」という）」第二条によると、「図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人が設置するもの（学校に附属する図書館または図書室を除く。）」とされています。

(2) 図書館の役割とは

図書館の役割は、法律第三条によると、「図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、さらに学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるように留意し、おおむね次に（右）掲げる事項の実施に努めなければならない。」とされています。

また、図書館は、その時々話題や新しい概念についての信頼できる情報源である図書資料を提供し、知識を得る場所です。

①郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード及びフィルムの収集にも十分留意して、図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。))を含む。以下「図書館資料」という。)を収集し、一般公衆の利用に供すること。

②図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。

③図書館の職員が図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談に応ずるようにすること。

④他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び学校に附属する図書館又は図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。

⑤分館、閲覧所、配本所等を設置し、及び自動車文庫、貸出文庫の巡回を行うこと。

⑥読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、及びこれらの開催を奨励すること。

⑦時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。

⑧社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。

⑨学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、協力すること。

(3) これからの図書館のあり方

(国・東京都)

図書館法で定められている図書館がやるべきことに対し、国や東京都は、これからの図書館サービスのあり方や取り組む方策を、以下のとおり示しています。

【国】

国は、今後の図書館について以下のようにあり方を検討し、報告しています。

今まで、図書館は、生涯学習の場として学習活動の振興と文化の発展のために幅広い活動を通して、社会の発展に大きく寄与してきました。人々の学習目的・要求の多様化・高度化、時代の進展・変化に伴う新たな社会の要請に対して、今後よりいっそう積極的な役割を果たすことが図書館に求められています。

資料の貸し出し施設だけでなく、多様な可能性がある施設である図書館の地域における存在意義を明確にする必要があります。

図書館は、地方公共団体の各機関がより効率的に業務を行い、より大きな事業の成果を上げる上で役立つ施設となります、そして、住民の社会参加の場としても大きな役割を担っています。

また、図書館は利用者とともに発展していく施設です。利用者を通じて地域のニーズを把握し、サービスの充実を図っていくことができます。多くの方が利用することによって、図書館がその機能を十分に発揮し、地域に役立つ施設へと成長します。

参照：これからの図書館像

～地域を支える情報拠点をめざして～（平成18年3月）

これからの図書館のあり方検討協力者会議

【東京都】

東京都は、社会情勢が急激に変化する中、東京の社会、経済、教育文化等の発展に貢献するため、利用者の多様な学習活動や調査研究活動を支援し、子どもや高齢者、障害者、在住外国人、海外からの来訪者などにも配慮し、多様な利用者が活用しやすい図書館を目指すとしています。

また、都立図書館の課題として、①AI時代への対応の遅れ、②来館サービスへの偏重、③情報創造・発信が不十分をあげています。コロナ禍でのDXの遅れが顕在化し、非来館サービスが不充実であったほか、利用が個人の調査研究が主流であり、他の利用者との交流といった利用が浸透していない現状があり、今後は、情報を蓄積するだけでなく、図書館の蔵書や場所を活用して、人々が交流し、新たな知識を創出し、発信する場所への展開の必要性を謳っています。

さらに、今後求められる都立図書館の役割を、①「オープンデータによる資料提供やAI等の新技術の導入等、デジタル技術の進展に対応したサービスを提供する図書館」②「どこでも、誰でもサービスを楽しむインクルーシブな図書館」③「都民をはじめ利用者の研究・交流を支援し、新たな知識を生み出す図書館」とし、都立図書館の新しい機能を検討しています。

参照：都立図書館在り方検討委員会 最終報告（令和3年3月）

2. 区立図書館の現状

豊島区には、基幹図書館の中央図書館と東部地域に駒込・巣鴨・上池袋の3館、西部地域に池袋・目白・千早の3館の地域図書館の合計7館と、雑司が谷に1つの貸出コーナーがあります。各館にはそれぞれの役割や特色があり、地域のニーズにそった図書館サービスを提供しています。

(1) 基幹図書館の役割 (中央)

区立図書館全体の企画・運営・管理等を調整する基幹図書館としての役割と池袋副都心にあり、駅直結という立地条件を活かし、区の情報拠点の中核として、地域図書館を支えながら、区民の生活や様々な活動の課題解決に資するため、多様な図書館サービスを提供しています。

(2) 地域中心館の役割 (巣鴨・千早)

地域図書館の活性化を図るため、東西地域に立地する地域図書館3館のうち1館を地域中心館としています。

地域中心館は、管轄地域全体の調整をし、東西地域図書館の連携を図るとともに、各地域図書館の意見や課題を吸い上げ、基幹図書館と連携し、地域図書館のサービス向上に努めます。

〈各区立図書館キャラクター〉



中央



駒込



巣鴨



上池袋



池袋



目白



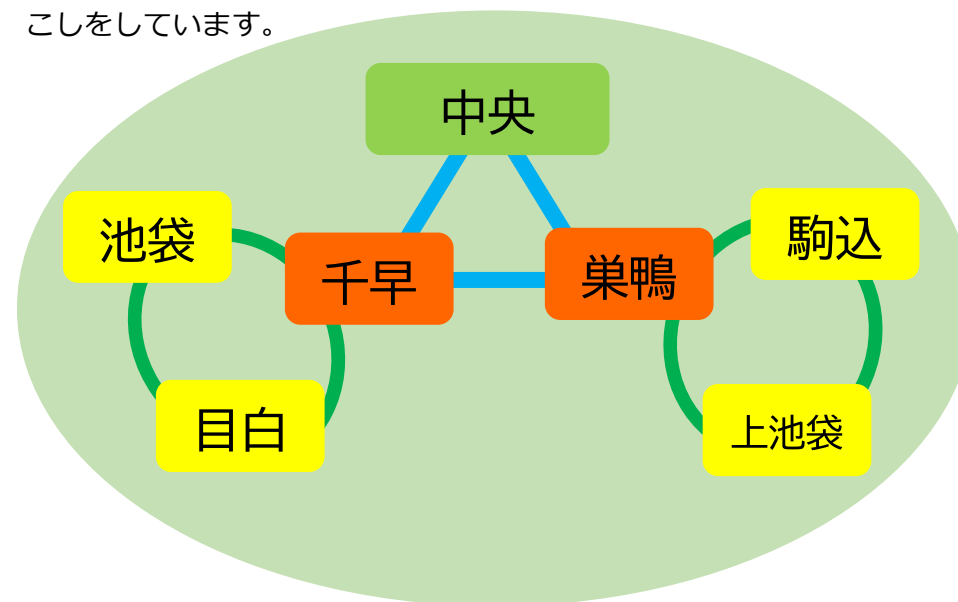
千早



雑司が谷 4

(3) 地域図書館の役割 (駒込・巣鴨・上池袋・池袋・目白・千早)

地域住民の生活や様々な活動を支えるための地域に根差した運営をしています。地域の特性を活かし、基幹図書館と連携を取りながら地域のニーズに応えるサービス拠点となっています。地域の伝統や文化に関する資料の収集・保存を行い、次世代に継承していくとともに、新たな文化を創出するための地域資源の掘り起こしをしています。



(4) 各館の特色

●中央図書館

池袋副都心にあり、東京メトロ有楽町線と直結しているビルに立地し、ビル内に、「豊島区立舞台芸術交流センター（あうるすぽっと）」があることから、劇場と一体となった文化情報やマンガの聖地「トキワ荘」関連本、落語等の古典芸術に関する資料を多く所蔵しています。「文化・芸術」をテーマにした特色づくりと商業地域の立地を生かした「ビジネス支援図書館」としての特色づくりを進めています。

また、館内には、視覚障害者等が利用する点字刊行物、各種情報を記録した物を製作し、利用に供する点字図書館（ひかり文庫）が併設されています。

●駒込図書館

ソメイヨシノ発祥の地であることから、「桜」をテーマにした特色づくりとともに、江戸時代大名の下屋敷等が置かれた地である歴史を活かした特色づくりを進めています。

●巣鴨図書館

江戸時代の中山道の要衝であり、また植木の里と呼称された歴史をふまえて発展してきた地域の特性を活かした特色づくりとともに、「おばあちゃんの原宿」といわれ、賑わい発展してきた巣鴨地藏通り商店街を中心に、「中山道」をテーマにした特色づくりを進めています。

●上池袋図書館

旧国鉄池袋電車区跡地に建設され、JR車庫に近接し、JRや私鉄、地下鉄が乗り入れる巨大ターミナル駅池袋に近接する立地を生かして、「鉄道」をテーマにした特色づくりを進めています。

●池袋図書館

外国人、特にアジア圏の人口が多い地域性と、副都心であり、都内有数の繁華街池袋に近接する立地を生かし「アジア」をテーマにした特色づくりを進めています。

●目白図書館

自由学園明日館、徳川黎明会などの歴史や建築文化財を活かした地域特色を含め、かつて児童文芸雑誌『赤い鳥』（※）を編集、発行した鈴木三重吉や児童文学作家の坪田譲二が居住していたことなどを背景に、「赤い鳥文庫」や「びわのみ文庫」の児童文学をテーマにした特色づくりを進めています。

●千早図書館

池袋モンパルナス・アトリエ村（※）などの歴史を背景にした、文化・芸術を重点とした特色づくりに加え、かつて、マンガ家横山光輝が居住し、創作活動を繰り広げた地であることから「横山光輝」をテーマにした特色づくりを進めています。

※…用語解説参照

(5) 豊島区立図書館とSDGs

SDGs (※) の達成には、あらゆる主体の協力が欠かせません。図書館は、人々が知識を深め、想像力と共感力を豊かにする場所です。そこで出会った一冊の本は、人々に気づきを与え、具体的な行動へと促します。

図書館の確かな情報や技術は、2030年に向けた課題解決に貢献しています。

令和2年7月に豊島区は「SDGs 未来都市」「SDGs 自治体モデル事業」(※) に内閣府から選定されました。区立図書館は、全館で以下の3つの取組をすすめ、目標達成に貢献しています。

●資料の収集・保存

2030年に向けたビジョンと17の目標に関係する図書資料を収集・保存しています。そしてその図書資料を通じて各目標に関連する人と人が出会う場所をつくり、個人レベルの身近な課題解決から地域の課題解決そして世界に向けた課題解決へとつなげています。

●知識を深める事業の実施

SDGs に対する知識を深めることができる事業を知識習得度別・年齢別等あらゆる段階に分けて実施しています。

また、その事業を図書資料と結びつけ、個々の学びをより深める機会を提供しています。そして、個々の知識を共有できる情報交換の場を整備し、集団の学びへとつなげています。

※…用語解説参照

また、区立図書館は、国連広報センターの「ゆるやかにつながる図書館ネットワーク」に参加しています。同ネットワークを活用し、全国の取組事例等の情報を収集するとともに、本区の取組を発信しています。

●あらゆる行政分野と地域社会をつなぐ

行政・地域資料とSDGsの最新資料を積極的に提供することで、地域社会の人々と行政の両方を支援しています。そして、地域と行政をつなぎ、目標達成の強靱なパートナーシップである「オールとしま」の形成に貢献しています。



「としまSDGsチャレンジブック」より

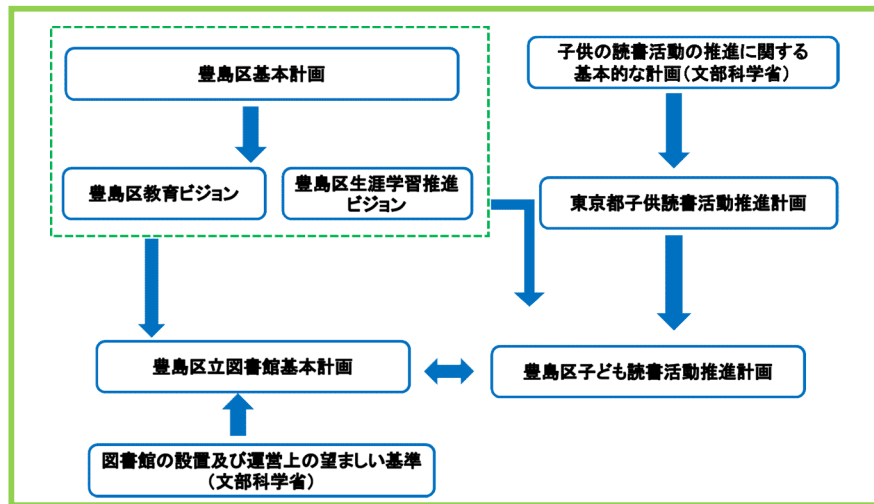
3. 計画の位置づけと期間

(1) 国の方針・計画との関係

「図書館の設置及び運営上の望ましい基準（平成24年文部科学省告示第172号、以下「望ましい基準」という。）」において、公立図書館が策定するように努めるものとされた「基本的運営方針及び事業計画」に準ずる計画として、「豊島区立図書館基本計画」を位置付けます。

(2) 豊島区の計画との関係

「豊島区基本計画」、「豊島区生涯学習推進ビジョン」、「豊島区教育ビジョン」をはじめ、区の関連計画と整合性を図り策定します。そして、区民全体の読書活動の推進及び地域の学習・情報拠点として、今後区立図書館が区民に果たしていく役割や取り組むべき方針を「豊島区立図書館基本計画」で、明確にします。



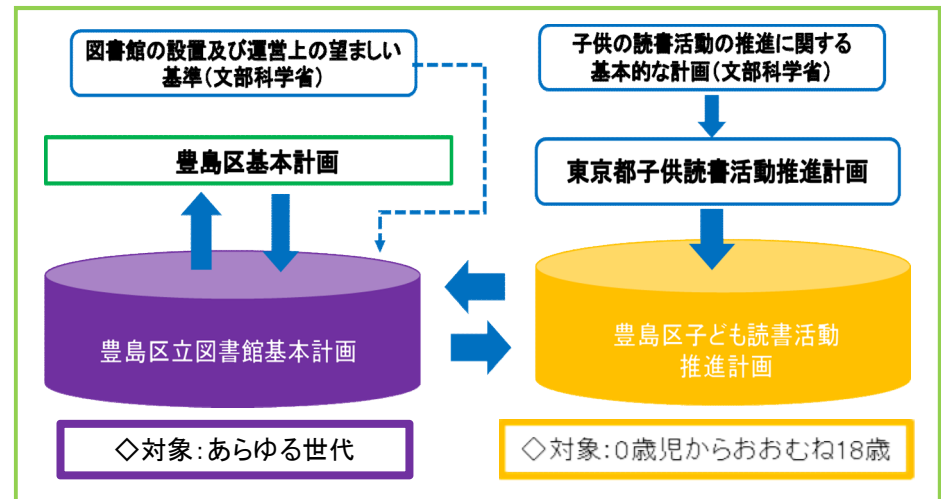
他の計画等との位置づけ

(3) 子ども読書活動推進計画との関係

豊島区立図書館は、「豊島区立図書館基本計画」のほか、子どもの読書活動分野における諸施策を総合的に取りまとめ、5年間の読書活動を推進する基本的な方針を示した「豊島区子ども読書活動推進計画」を策定しています。「豊島区立図書館基本計画」は、あらゆる世代を対象とし、子ども（0歳児から概ねの18歳）の読書活動推進については、「豊島区子ども読書活動推進計画」が補完します。

(4) 計画の期間

「豊島区子ども読書活動推進計画」と整合性をはかり5年間とします。



豊島区の図書館の計画

4. 第一次計画と成果

(1) 第一次計画の策定経緯

●公立図書館の管理運営方式

公立図書館の管理運営方式が、大きな変革を遂げる過渡期にあり、多くの公立図書館に指定管理者制度が導入されました。図書館の管理運営形態が多様化する中、運営形態の違いが水準の低下を招くことを防ぎ、安定的かつ継続的に運営されるよう、区立図書館の基本方針を示す総合的な計画の早期策定が求められていました。

●豊島区基本計画での図書館の位置づけ

平成28年3月策定の豊島区の総合的な方針を定める「豊島区基本計画」の中で、区立図書館を、地域づくりのための情報センターとして位置づけ、区民学習を支援する目標を掲げました。その目標を実現するために、区立図書館独自の基本計画が必要となりました。

(2) 第一次計画概要

●計画期間

平成29年度から令和2年度の4年間

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、期間を令和3年度までの5年間としました。

●位置づけ

豊島区基本計画の「生涯学習・生涯スポーツの推進」分野の計画として、また、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準（平成24年文部科学省告示）」における「基本的運営方針及び事業計画」に準ずる計画として位置づけました。

●基本理念

「子どもから大人まで知的好奇心を満足させる図書館 ～区民の学習・情報センターとして～」を基本理念にかかげました。

●取組

基本理念の下、区民の教養取得・調査研究等に資する情報を蓄積・発信する学習・情報センターとしての役割を明確にし、高度化・多様化する区民のニーズに対応する情報を提供し、利便性の高い学習の場づくり、区民の読書活動の推進、生涯学習機会の提供を進めてきました。

(3) 第一次計画の成果

第一次計画では、利用者の満足度を向上させるため、来館者数、貸出冊数、登録者数、蔵書数、図書館が主催する事業数の増に取り組んできました。

また、公立図書館の管理運営形態の多様化の中でのサービス水準の維持継続を目的に、図書館の基礎サービスの充実を強化してきました。令和2年度・3年度は新型コロナウイルス感染拡大によるサービスの一部休止にともない、目標値を下回る結果となりましたが、新型コロナウイルス発生前までは概ね目標値を達成することができました。

電子図書館については、目標設定時（平成27年度）当初から検討はしてきましたが、コンテンツ数や管理経費等の全国的な課題が見えてきました。今後長期的に検討を進めていきます。また、パソコン・タブレット設置数については、社会情勢の変化にともない、機器の整備からWi-Fiの整備に変更し、全館でインターネットが利用できる環境を整えました。

(4) 第一次計画目標値と達成状況

【図書館運営に関する目標値】

	平成27年度 基準値		平成29年度 実績値		平成30年度 実績値		令和元年度 実績値		令和2年度 実績値		令和2年度 目標値	
	全体	中央	全体	中央	全体	中央	全体	中央	全体	中央	全体	中央
来館者数(人)	1,770,634	844,604	2,088,598	907,301	1,996,087	820,079	1,847,406	764,006	1,088,378	352,273	1,908,000	910,000
貸出冊数(冊)	2,013,422	693,026	2,238,171	603,858	2,261,768	623,954	2,097,491	578,494	1,714,146	466,432	2,169,000	747,000
登録者数(人)	113,504	59,986	114,256	56,901	116,602	58,821	116,872	58,785	107,468	52,607	122,000	65,000
蔵書数(冊)	764,369	260,952	792,635	263,145	809,110	274,794	806,415	272,051	806,036	270,540	823,000	281,000

* 指標に対する目標値を、平成27年度の数値を基準とし、直近3か年の豊島区の人口増加率の平均値である1.5%を伸び率として設定。

* 貸出冊数にはひかり文庫・相互協力及び団体貸出を含む。 * 登録者数にはひかり文庫及び団体登録を含む。

* 蔵書数には点字図書を含む。 * 新型コロナウイルス感染症予防対策のため、令和2年度・令和3年度は一部サービス縮小。

【事業に関する目標値】

	平成27年度 基準値		平成29年度 実績値		平成30年度 実績値		令和元年度 実績値		令和2年度 実績値		令和2年度 目標値	
	全体	中央	全体	中央	全体	中央	全体	中央	全体	中央	全体	中央
団体貸出:児童 (冊)	48,135	6,763	55,712	8,418	64,160	9,416	56,419	7,951	20,228	3,049	52,000	7,300
団体貸出:YA(冊)	745	380	1,602	651	1,350	286	1,005	314	261	12	800	410
団体貸出:区民ひ ろば(冊)	0	0	1,100	1,100	6,802	1,650	12,508	2,250	9,628	1,800	100	50
講座・講演会(回)	30	21	50	36	81	30	68	22	15	15	32	23
映画会(回)	21	0	19	0	23	1	7	0	1	0	23	0
パソコン設置数 (台)	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	40	10
タブレット端末設置 数(台)	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	21	3
電子図書資料数 (冊)	3,401	0	5,134	0	6,568	0	7,972	—	8,621	—	50,000	0
電子図書館登録者 数(人)	144	0	323	0	513	0	869	—	2,507	—	10,000	0

* 事業内容等詳細は、毎年度発行している「豊島の図書館」に記載。 * 電子図書館は指定管理者の自主事業。

5. 第二次計画に向けて

第一次計画期間中に、豊島区のまちや図書館に関連する区の方針は、下記のように大きな変貌をとげました。

区立図書館は、「豊島新時代」の図書館として、あるべき姿を第二次計画に描きます。「誰一人取り残さない」「誰もが主役になれるまち」豊島区の図書館は、まち・社会の変化とともに、多くの人にひらかれた図書館へと変わっていきます。

イラスト
調整中

●豊島区が目指す「未来の都市モデル」

豊島区は公と民の知恵と力で、オールとしまでの文化によるまちづくり「国際アート・カルチャー都市構想」を進めてきました。

池袋周辺の4つの公園やHareza池袋など文化活動拠点の整備が整い、さらには「SDG s 未来都市」「自治体SDG s モデル事業」に内閣府より選定され、「誰一人取り残さない 誰もが主役になれるまち」という豊島区が目指す「未来の都市モデル」が明確になり、「豊島新時代」に向けて飛躍の時を迎えました。

●地域コミュニティ活性化の拠点

「豊島区生涯学習推進ビジョン」が令和2年度に改定され、図書館が生涯学習・地域コミュニティの活性化に貢献する拠点であることが明確に位置付けられました。

また、区の総合計画である「後期・豊島区基本計画」でも、学びの循環（わ）の創造の場として図書館が位置付けられています。（※現在策定中。3月末策定予定）

●新型コロナウイルスによる社会変革

新型コロナウイルスの感染拡大は、これまでの生活を一変させ、人々の生活は新しい日常（ニューノーマル）へと移行しつつあります。危機管理体制の強化を図るとともに、デジタル技術の活用を始めとして、新しい社会経済活動に迅速かつ的確に対応していくことが求められています。豊島区は、新型コロナウイルス感染拡大をきっかけに、DX（デジタル・トランスフォーメーション）

（※）の推進検討を始めました。 ※…用語解説参照

第2章 第二次計画について

1. 第二次計画の理念

(1) 第二次計画の基本理念

第二次計画では、第一次の基本理念を引き継ぎ、図書館が地域振興に貢献する「知の地域づくり」としての生涯学習の場であることを明確にする基本理念を掲げます。

あらゆる世代の人と人が「本」でつながり、そのつながりから様々な価値観をつくりあげ、地域コミュニティが活性化する場所としての図書館を目指していきます。

そして、区民一人ひとりが「本と人とのつながり」をとおして、より地域に「誇り」「愛着」をもち、その「豊かさ」がまち全体に広がっていく、そのプラットフォームとしての図書館をあらゆる主体と連携しつくりあげていきます。

また、第二次計画では、「豊島区子ども読書活動推進計画（第四次）」と同じ基本理念をかかげます。

(2) サブ理念と基本理念を支える柱

第二次計画では、第一次の基本理念を支えてきた三つの柱を引き継ぎます。

そして、地域コミュニティの拠点としての図書館、今後の区立図書館のあるべき姿を、今まで以上に明確にするため、基本理念の他、サブ理念をかかげます。

基本理念

「本がつなぐ」人と人の循環（わ）で
区民が自ら本に手を伸ばす
生涯学習の場を創造

サブ理念

誰一人取り残さない、誰もが主役になれるまち
にぎやかな公共図書館を目指して

基本理念を支える柱

- ① 地域文化の継承と新たな文化の創出
- ② 読書活動の推進
- ③ 生涯学習機会の提供（学び続ける意欲の向上）

2. にぎやかな公共図書館とは

(1) これからの公共図書館に求められるもの

①地域社会の知の基盤のネットワークハブとなる図書館

人が成長するうえで、「知・徳・体」の基盤をつくるのが義務教育の基本的な役割となっています。図書館は、確かな学力（知）、豊かな心（徳）、健やかな体（体）の生きる力を生涯に渡って支えます。地域に生活する様々な人に知的な基盤を充実させていく上での基本的な資源を用意し、提供する必要があります。

②社会情勢の変化に寄り添う図書館

社会の流れによって、図書館サービスも変化していきます。本が手に入れない時代には、図書館内に本を置くこと、蔵書数の増に焦点を置いていました。現在は、読書を通じて、自分自身や地域の課題を解決し、地域のために考えて行動する人材を生み出す時代です。

そういった社会情勢の変化に対応して図書館もその役割を変化させていく必要があります。

③地域振興に貢献する「知の地域づくり」の場である図書館

地域の創造力や文化力を支える人材の育成の場として、図書館の充実が求められています。図書館の充実を、社会教育活動を促進させ、利用者の学習機会の拡大につなげていきます。

(2) 多くの貸出から多くの利用へ

前述（左記）の図書館に求められるものを実現するために、これからの図書館は、従来の貸出サービスに限らず、利用者の研究・交流を支援し、新たな知識を生み出す多くの利用へとつなげていく必要があります。

そして、「多くの人に利用される図書館」には、以下の4つの場所であることが求められています。

あらゆる人が平等に利用し、共有できる持続可能な「課題解決支援の場」それが「多くの人に利用される図書館」となります。

【多くの人に利用される図書館】

- 多くの人にとって身近な存在である場所
- 多様な人が集まる場所であり、多様な人の利用方法があって良い場所
- 多様な目的によって変化していく場所
- 図書館内に限らずあらゆるところに広がる場所

(3) 豊島区が考える「にぎやかな公共図書館」

「図書館の自由に関する宣言」にもあるように、図書館の場は、平等・共有・セルフヘルプを実現する場である必要があります。また、令和2年度末には、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、図書館を一時的に閉鎖せざるを得ない時を経験しました。その際に、多くの利用者から「図書館を開館して欲しい」とのご意見をいただきました。本来いつでも誰にでもひらかれた場所である図書館は、今後予想不可能な危機的状況でも地域の拠点として利用できるよう体制を整えていく必要があります。

豊島区が考える「にぎやかな公共図書館」は、多くの人にとって身近な場所であり、多くの人に利用される図書館なのです。この考え方に基づき、あらゆる人にひらかれた場所になるよう取組を進めていきます。

誰一人取り残さない、誰もが主役になれるまち 豊島区は、「にぎやかな公共図書館」を目指します。

にぎやかな公共図書館のイメージイラスト
イラスト作成依頼



誰一人取り残さない、誰もが主役になれるまち 豊島区立図書館



● 「誰一人取り残さない」 図書館

図書館は、誰もが自由に知識にアクセスし獲得できる場所です。障害の有無、日本語を母語としないに関わらず利用できる場所であればなりません。

また、子どもの読書活動の推進に係る国・東京都・区の計画の中では、乳幼児期からの読書活動が人生をより豊かに生きる力を身に付けるうえで欠くことができないものとしています。

図書館は、子どもから大人まであらゆる世代が共有できる場所であればなりません。

一人ひとりの状況にあった図書館の利用方法があり、それに対応できるよう誰にでもひらかれた、人を優しく包摂するダイバーシティ（多様性）の公共図書館をめざしていく必要があります。

「SDGs 未来都市」豊島区として、以下の目標を区立図書館で達成します。



SDG s 目標4「質の高い教育をみんなに」
目標10「人や国の不平等をなくそう」
目標16「平和と公正をすべての人に」

● 「誰もが主役になれるまち」 図書館

図書館は、地域の中で知恵を生み出す源泉であります。誰にもひらかれた図書館には、多くの人が集います。多くの人が集う場所には多くの情報も集まります。その情報が「本」を通して人に伝わり、その情報を受け取った人が地域の課題を自分ごととしてとらえ、行動を起こすきっかけにつながります。

図書館は、地域の主役を育てる場所としても一人ひとりの身近な存在となります。

「SDGs 未来都市」豊島区として、以下の目標を区立図書館で達成します。



SDG s 目標11「住み続けられるまちづくりを」
目標17「パートナーシップで目標を達成しよう」

第3章 これからの取組

1. 社会情勢への対応

図書館は、情報にかかわる不平等を埋める機関として位置付けられています。社会情勢の変化が激しい昨今において、これからの図書館は、よりこの情報に関わる不平等を埋める機関としての役割を明確にしていく必要があります。

(1) SDGsの推進

令和2年7月に豊島区は「SDGs未来都市」「SDGs自治体モデル事業」に内閣府から選定されました。また、世界的にも、SDGs達成の取組の拡大、加速化を目的とした「行動の10年」が令和2年にスタートしました。

図書館は、各目標の達成だけでなく、読書の推進を通して、SDGsの全般的な概念の周知をしていきます。

区立図書館は、2030年目標達成に向けた取組を進めていきます。

(2) 読書バリアフリー法の制定

令和元年6月に「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」が施行されました。障害の有無にかかわらず、全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的としています。

区立図書館でも、特別な配慮を必要とする方の読書環境整備を推進するとともに、法律の主旨を広く周知していきます。

(3) DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進

DXとは、デジタルの力を活用し、組織の在り方やサービスの提供方法などを変革することでよりよい社会を目指そうという考え方です。

豊島区でも、あらゆる分野におけるデジタル技術の積極的な活用を推進し、サービスの生産性や利便性を飛躍的に高め、区民が安全・安心に暮らし、多様な幸せや人としての豊かさを実感できる「人にやさしいデジタル化社会」を目指しています。

区立図書館でも、デジタル化の検証をし、持続可能なDXに取り組んでいきます。また、DXに関する関連情報の発信にも努めていきます。

(4) 多文化共生の推進

地方公共団体における「多文化共生の推進に係る指針・計画」の策定に資するための「地域における多文化共生推進プラン（総務省）」が令和2年9月に改定されました。

豊島区も人口の8.6%（令和3年11月現在）の外国人が暮しています。多文化共生の実現には他者を知り、理解することが重要となります。

区立図書館は、他者を知るための資料の充実や本を通じた交流の場を設けることで多文化共生の推進に貢献します。

(5) 新型コロナウイルス感染拡大による生活様式のシフト

令和元年度末からの新型コロナウイルス感染症の拡大により、読書環境も変化し、電子書籍への注目やオンライン学習の環境整備が進められています。

この間、やむなく区立図書館のサービスも一部休止・変更をし、感染拡大防止に努めてきました。

新たな生活様式に合ったサービスに区立図書館も移行していく必要があります。サービスを休止するのではなく、持続可能な運営ができるように取組を進めていきます。

また、デジタル化の検討とともに、紙の本や資料の大切さ、活用方法も伝えていきます。

イラスト
調整中

(6) としま文化の日制定

豊島区は、平成14年の区政施行70周年以降一貫して、「文化によるまちづくり」に取り組んできました。令和元年の「東アジア文化都市2019豊島」や新たな文化拠点「Hareza池袋」を整備するなど、「豊島新時代」につながる扉を開きました。そして、文化によるまちづくりを次世代に継承するため、11月1日を「としま文化の日」とする条例を制定しました。これからも、豊島区は、誰もが主役になれる「国際アート・カルチャー都市」の実現に向け、SDGsの理念を踏まえつつ、新しい時代に向かって邁進していきます。

平成20年度に教育委員会から区長部局の文化商工部に移管（補助執行）を受けた豊島区立図書館は、文化の定義や意義と、まちを活性化させる賑わいをつなげ、豊島区ならではの文化継承と発展の一役を担います。

また、令和3年度から、「としま文化の日」に合わせて、江戸川乱歩賞贈呈式が池袋で開催されることになりました。乱歩という地域資源を区立図書館が収集・発信するとともに、「としま文化の日」の意義を広く伝えていきます。



2. 豊島区が目指す区立図書館

第二次計画では、区立図書館の役割を明確にし、図書館の基礎となるサービスの充実と社会情勢の変化に沿った新たなサービスを検討し提供します。そのため、今後の区立図書館の役割を、「読書環境の整備」「資料の収集」「プラットフォームづくり」の3つの視点から考え、「これからの豊島区立図書館」を4つの場として明確にします。

この4つの場を目指すことが、「にぎやかな公共図書館」の実現へとつながります。

● 役割1 読書環境の整備

性別、障害の有無、日本語を母語としないを問わず一人ひとりが自らの意思で、本に手を伸ばし新しい世界の扉を開くことができる読書環境を提供する役割を担います。

また、図書館の内外にとらわれず、区内のあらゆるところ（公園や他の施設等・区有施設に限らず）で本に触れることができる環境整備を担います。

● 役割2 資料収集

個人や地域、行政が抱える課題解決に資する資料を収集する役割を担います。

資料収集のみならず、レファレンスやブックリスト等を充実させ利用者の課題解決の一助を担います。

● 役割3 プラットフォームづくり

社会情勢の変化に柔軟に対応するため、図書館の「場」を開放します。区立図書館は、利用する人と人をつなぎ・発展させるプラットフォームとしての役割を担います。

そして、読書から得た知識や感性・知恵を人から人へと受け継ぐ「人の交流」が絶えない持続可能なプラットフォームづくりを担います。

【これからの豊島区立図書館】

- ①あらゆる人（子どもから高齢者、障害者、在住外国人等）の日常生活を豊かにするために地域住民が気軽に訪れ、図書資料等に親しむことのできる場
- ②区民の日常生活において生じる疑問や、区民が携わる地域活動の課題解決を図るために必要な図書資料等を提供する場
- ③「自分づくり」「地域づくり」のプラットフォームとなり、地域コミュニティの活性化を促進する場
- ④まちのあらゆるところに読書の楽しさに触れることができる機会を創出する場

⇒ 「にぎやかな公共図書館」の実現

3. にぎやかな公共図書館の実現に向けて

従来の図書館の基礎的な取組と「にぎやかな公共図書館」を目指した重点的な取組を「これからの豊島区立図書館（P20）」をもとに展開していきます。

①あらゆる人（子どもから高齢者、障害者、在住外国人等）の日常生活を豊かにするために地域住民が気軽に訪れ、図書資料等に親しむことのできる場

- ・貸出サービスの充実
郵送サービス・貸出拠点の設置・電子サービスの検討
- ・利用者に対応したサービス
情報発信の充実、障害者等多様な利用者・読書形態への対応
- ・DXの促進
⇒【重点1】図書館に適したDXの促進（長期）
- ・施設・整備
⇒【重点2】館内レイアウトの見直し（中期）
各館の施設改修時期に合わせた施設整備（長期）
- ・管理運営体制の構築
管理運営方針の見直し、基幹・地域中心館の体制再構築
危機管理体制の再構築、運営体制の検討
- ・計画の整備
読書バリアフリー法に関する計画策定の検討
豊島区立図書館基本計画・豊島区子ども読書活動推進計画
利用者満足度調査の実施

②区民の日常生活において生じる疑問や、区民が携わる地域活動の課題解決を図るために必要な図書資料等を提供する場

- ・蔵書の構築
資料収集方針の改定、地域資料の保存と公開
- ・情報サービスの充実
レファレンス（※）・ブックリスト（※）・パスファインダ（※）・データベースの提供、システム更新検討（ホームページ含む）
- ・地域資料・行政資料の充実
⇒【重点3】資料収集（短期）
- ・地域の課題に対応したサービス
政策立案・調査研究支援・テーマ展示・巡回展示
- ・図書館職員の人材育成
多様で変化するニーズにこたえるためのスキル向上

③「自分づくり」「地域づくり」のプラットフォームとなり、地域コミュニティの活性化を促進する場

- ・多様な学習機会の提供
オンライン講座、他機関との連携・協働
- ・ボランティア活動の推進
ボランティア支援・他ボランティア団体との連携
- ・子どもの読書活動推進（豊島区子ども読書活動推進計画）
学び（読書）の循環（わ）の形成（※）
- ・図書館の意義の発信

⇒【重点4】あらゆる主体へ意義の発信（短期）

④まちのあらゆるところに読書の楽しさに触れることができる機会を創出する場

- ・まちの中での場の創出
⇒【重点5】まち中での場の創出（短期）
地域の人々が集まる場でのサービス提供（中期）

※…用語解説参照

【にぎやかな公共図書館の実現に向けた重点的な取組】

長期・中期・短期的な取組で、「誰一人取り残さない、誰もが主役になれる」豊島区の「にぎやかな公共図書館」の実現を目指します。そして、区立図書館に求められるニーズの変化を把握するとともに、毎年度ごとに活動報告をします。成果分析をし、より多くの人が利用しやすい公共図書館の構築を目指します。



※…用語解説参照

第4章 推進に向けて

1. 計画の進行管理

本計画を推進するために、社会情勢の変化や、国・東京都の動向、区や各地域の実情を踏まえながら計画の進行管理を行います。各年度ごとに活動報告書を作成し公表します。

(1) 調査・分析

計画成果の実態を把握するため、以下の3つの調査を実施し、数値を分析し、都度計画の見直しをします。

●豊島区読書活動に関する実態調査

5年に1回、小・中・高校生、その保護者、一般区民を対象に読書活動に関する実態調査を実施しています。第二次計画の実態を把握し、第三次計画策定時に活用していきます。

●図書館利用者満足度調査

利用者のニーズを把握し、各地域に適した環境整備やサービスの提供を進め、多くの人々が利用しやすい運営を検証します。

●区職員への意識調査

第二次計画の取組として、庁内の政策立案等の補完を挙げました。区職員の図書館のニーズ等を把握し、行政サービスの質の向上に貢献します。

(2) 活動報告書の作成

各年度ごとの区立図書館の経営状況、取組事例、次年度に向けた取組を活動報告書にまとめます。報告書の中には、あらゆる連携主体（学校・ボランティア・企業・団体等）の活動報告も掲載し、次年度以降の参画主体の増を図ります。

(3) 図書館経営協議会、教育委員会への報告

学識経験者、各分野の専門家、区民やボランティア団体等の幅広い関係者で構成される「豊島区図書館経営協議会（以下「協議会」という）」、豊島区教育委員会に各年度ごとに作成する活動報告書により実施状況を報告します。

また、協議会に、計画進行するための取組提案をしていただき、その提案を実現できるよう図書館のみでなく、庁内各部署、他の主体等への働きかけも強化していきます。

(4) 関係機関等との連携・あらゆる主体の参画

各年度の実施状況や次年度に向けた取組を発信していき、図書館への多種多様な主体の参画を促していきます。

区民をはじめ、ボランティア・各種団体や大学・学校・企業、区内関係部署等との連携をより一層強化し、地域振興に貢献する「知の地域づくり」の場、「自立支援の」場を創造していきます。

調査・分析を繰り返し、社会の流れに沿った図書館運営を進めていくことで、豊島区の「にぎやかな公共図書館」は、誰にもひらかれた、本が人をつなぐ生涯学習の場として区内全域に広がっていきます。

2. 計画の体系

基本理念

「本がつなぐ人と人」の循環(わ)で区民が自ら本に手を伸ばす生涯学習の場を創造

～誰一人取り残さない、誰もが主役になれるまち にぎやかな公共図書館をめざして～

- ① 地域文化の継承と新たな文化の創出 ② 読書活動の推進 ③ 生涯学習機会の提供(学び続ける意欲の向上)

図書館に求められるもの

- ①地域社会の知の基盤のネットワークハブとなる図書館
②社会情勢の変化に寄り添う図書館
③地域振興に貢献する「知の地域づくり」の場である図書館

「多くの貸出」から「多くの利用」へ
あらゆる人が平等に利用し、共有できる持続可能な
「課題解決支援の場」

これからの区立図書館

「にぎやかな公共図書館」

- ①あらゆる人(子どもから高齢者、障害者、在住外国人等)の日常生活を豊かにするために地域住民が気軽に訪れ、図書資料等に親しむことのできる場
②区民の日常生活において生じる疑問や、区民が携わる地域活動に関わる課題の解決を図るために必要な図書資料等を提供する場
③「自分づくり」「地域づくり」のプラットフォームとなり、地域コミュニティの活性化を促進する場
④まちのあらゆるところに読書の楽しさに触れることができる機会を創出する場

第二次計画 重点的な取組

- 【重点1】 DXの促進**／図書館に適したDXの促進
【重点2】 施設・整備／館内レイアウトの見直し、各館の施設改修時期に合わせた施設整備
【重点3】 地域資料・行政資料の充実／資料収集
【重点4】 図書館の意義の発信／あらゆる主体へ意義の発信
【重点5】 まちの中での場の創出／地域の人々が集まる場所でのサービス提供

計画推進に向けて

- (1)調査・分析 (2)活動報告書の作成 (3)豊島区図書館経営協議会・教育委員会への報告 (4)あらゆる主体との参画²⁵

【用語解説】

●池袋モンパルナス・アトリエ村

昭和の初めから戦前にかけて、長崎・千早・千川地域には、画学生らのための安価なアトリエ付き借家が立ち並び、「アトリエ村」「パルテノン」などと呼ばれました。彼らは貧しさの中で創作に打ち込み、また、夜になれば池袋の街にくり出して芸術論を戦わせ、若い芸術家たちの自由な交流が繰り広げられました。詩人小熊秀雄はその様子を「池袋モンパルナス」と呼び、詩に残しています。

●児童文芸雑誌『赤い鳥』

子どもたちに質の高い芸術を与えたい…愛娘へのそうした想いから、1918（大正7）年、鈴木三重吉により目白の地で創刊された我が国初の児童文芸雑誌『赤い鳥』は、1936（昭和11）年まで出版され、新美南吉や坪田譲二など若い児童文学作家を輩出しました。

●図書館ポートフォリオ

ポートフォリオは様々な分野で活用されているが、本計画では、e-ポートフォリオ（※）を想定しています。

※学習者の学習履歴を管理するシステムのこと。成績やレポートのほか、発表資料や調査した文献リスト等、様々な学習成果を確認することができる。学習方針を組み立てる際の参考とされる。

●パスファインダー

あるテーマについて調べるときに役立つ基本的な図書資料、情報源、その探し方などを紹介した道しるべ役の情報資料。

●ブックリスト

本を紹介したり薦めたりするため、ある基準で選んだ本の目録。

●学び（読書）の循環（わ）

豊島区子ども読書活動推進計画（第四次）（令和4年3月末策定

予定）にて定義した。あらゆる課題や問題解決に積極的に取り組む人が読書を通じて育つことにより、自分の生き方や自分たちの住むまちをより良いものに変えていける力を生み出し、それを地域コミュニティの活性化につなげていく循環（わ）のこと。

●レファレンス

利用者が求める情報そのものや、必要な資料を図書館員が調査し提供するサービス。

●DX（デジタル・トランスフォーメーション）

ITの浸透が、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。2018年に経済産業省が、「デジタルトランスフォーメーション（DX）を推進するためのガイドライン」を策定した。

●SDG s（Sustainable Development Goals）持続可能な開発目標

2015年9月の国連サミットで採択された2030年を年限とする17の国際目標。地球上の誰一人取り残さない社会の実現を目指し、経済・社会・環境の諸課題を統合的に解決しようとするもの。

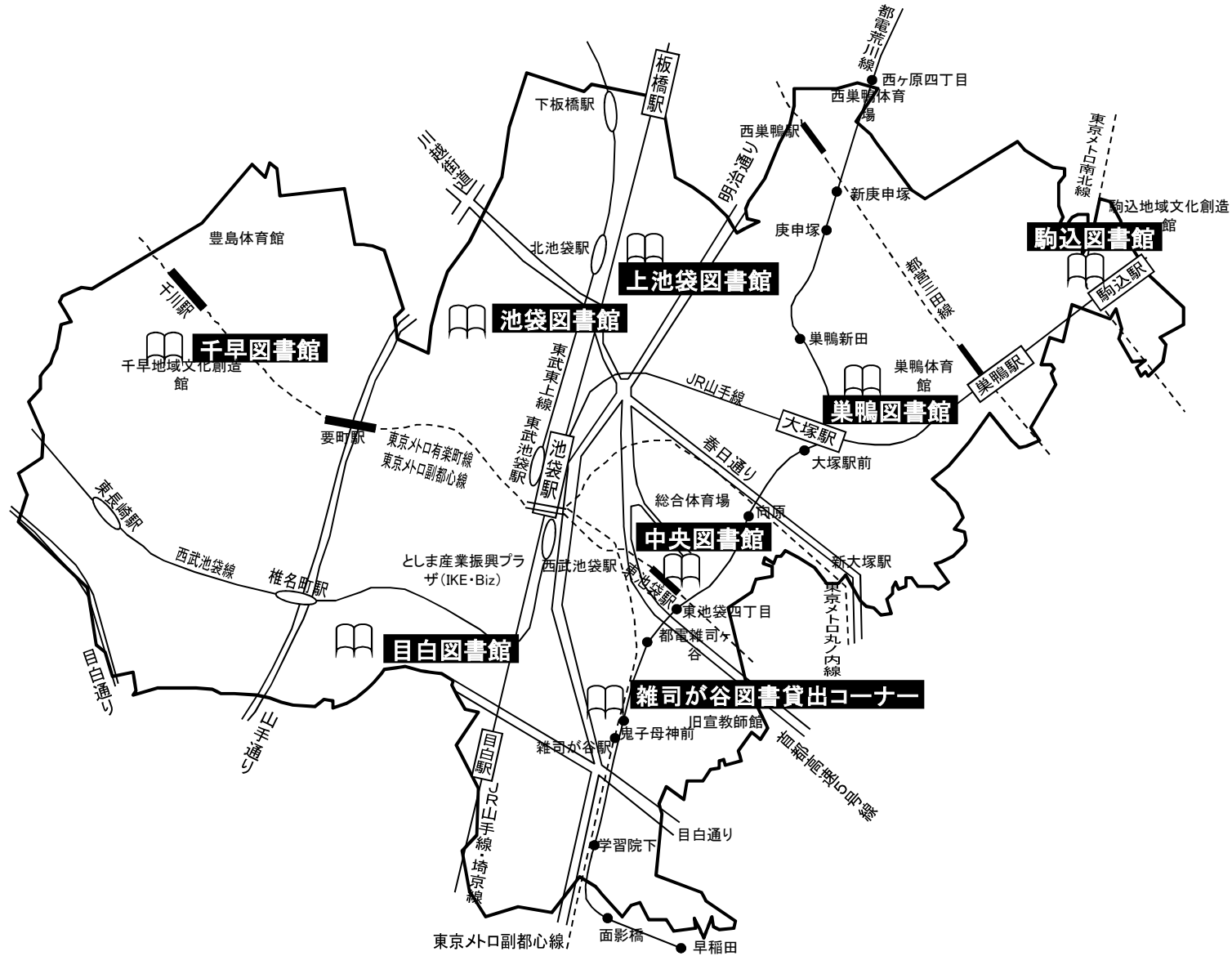
●「SDG s 未来都市」

SDG s の理念に沿った取組を推進しようとする都市・地域の中から、特に経済・社会・環境の三側面における新しい価値創出を通して持続可能な開発を実現するポテンシャルが高い都市・地域を選定するもの。

豊島区は令和2年7月17日、内閣府より、SDG s への優れた取組を行う自治体として選定されました。その中で、特に先導的な取組として「自治体SDG s モデル事業」にも選定されました。そして、令和2年10月に、SDG s の理念等を踏まえた持続可能なまちづくりを公民連携によす推進するため、『としまSDG s 都市宣言』を制定しました。

第1章 豊島区立図書館

1. 図書館配置図



2. 施設概要

	中央図書館 (ひかり文庫/窓口業務委託)	駒込図書館 (平成28年4月より指定管理)	巣鴨図書館	上池袋図書館 (平成28年4月より指定管理)	池袋図書館 (平成29年4月より指定管理)	目白図書館 (平成29年4月より指定管理)	千早図書館	雑司が谷 図書貸出コーナー (窓口業務委託)
開館年月日	昭和54年6月13日 (平成19年7月移転)	昭和56年8月1日 (平成28年4月改修)	昭和43年8月1日 (平成27年4月改修)	平成5年7月20日	昭和61年5月1日	昭和56年7月1日 (平成20年9月改修)	昭和46年6月1日 (平成27年9月改修)	平成19年5月16日
所在地	〒170-8442 東池袋 4-5-2 ライズアリーナビル4・5階	〒170-0003 駒込 2-2-2	〒170-0002 巣鴨 3-8-2	〒170-0012 上池袋 2-45-15	〒171-0014 池袋 3-29-10	〒171-0031 目白 4-31-8	〒171-0044 千早 2-44-2	〒171-0032 雑司が谷 3-1-7
交通機関	【東京メトロ 有楽町線】 東池袋駅6・7番出口より直結 【都電荒川線】 東池袋四丁目停留所下車 徒歩2分 【JR】池袋駅東口下車 徒歩8分	【JR】駒込駅北口下車 徒歩2分 【東京メトロ 南北線】 駒込駅下車 徒歩1分	【JR】大塚駅北口下車 徒歩8分 巣鴨駅下車 徒歩9分 【都電荒川線】 大塚駅前駅停留所下車 徒歩8分 【都営地下鉄 三田線】 巣鴨駅下車 徒歩9分	【東武東上線】 北池袋駅下車 徒歩8分	【東京メトロ 副都心線】 池袋駅 C1出口より徒歩10分 【JR】 池袋駅西口下車 徒歩15分	【西武池袋線】 椎名町駅南口下車 徒歩5分 【JR】 目白駅下車 徒歩20分	【東京メトロ 有楽町線・副都心線】 千川駅下車 徒歩5分	【東京メトロ 副都心線】 雑司が谷駅 2番出口より直結 【都電荒川線】 鬼子母神前停留所下車 徒歩2分 【JR】 目白駅下車 徒歩10分 【都バス】 千登世橋バス停下車 徒歩1分
電話番号	3983-7861	3940-5751	3910-3608	3940-1779	3985-7981	3950-7121	3955-8361	3590-1335
FAX番号	3983-9904	3940-6330	3910-5815	3940-1149	3985-7486	3950-7910	3955-8785	—
構造	鉄筋コンクリート造り 地下2階・地上15階 複合施設の4・5階部分	鉄筋コンクリート造り 地上4階 複合施設の 3階部分	鉄筋コンクリート造り 地下1階・地上2階	鉄筋コンクリート造り 地下1階・地上2階	鉄筋コンクリート造り 地下1階・地上2階	鉄筋コンクリート造り 地下1階・地上2階	鉄筋コンクリート造り 地下1階・地上2階	鉄筋コンクリート造り 地下2階・地上4階 複合施設の1階部分 雑司が谷地域文化創造館内
規模 (㎡)	床面積 3,065.47 (4階 1,745.72) (5階 1,319.75)	専有面積 738.93	建築延面積 1,018.02 敷地面積 991.83	建築延面積 1,470.74 敷地面積 1,018.23	専有面積 1,324.23 併設部分 129.18 敷地面積 1,299.54	専有面積 1,044.14 併設部分 109.99 敷地面積 780.94	建築延面積 1,142.61 敷地面積 1,036.02	床面積 25.0
閲覧席数	277席 (うち車椅子専用席2席、 電子資料閲覧席10席、 パソコン持込み席16席(車椅子優先 席1席))	67席 (うちパソコン持込み可能席10席)	89席 (うちパソコン持込み可能席4席)	102席 (うちパソコン持込み可能席4席)	63席 (うちパソコン持込み可能席2席)	72席	137席 (うちパソコン持込み可能席4席)	4席 (児童用)
職員数	46人 (うち司書 28人) 窓口業務委託	指定管理館	25人 (うち司書 18人)	指定管理館	指定管理館	指定管理館	23人 (うち司書 18人)	窓口業務委託
開館時間	月曜から金曜: 午前10時から午後10時 土曜・日曜・祝日: 午前10時から午後6時	月曜から金曜: 午前9時から午後8時 土曜・日曜・祝日: 午前9時から午後6時	月曜から金曜: 午前9時から午後7時 土曜・日曜・祝日: 午前9時から午後6時	月曜から金曜: 午前9時から午後8時 土曜・日曜・祝日: 午前9時から午後6時	月曜から金曜: 午前9時から午後8時 土曜・日曜・祝日: 午前9時から午後6時	月曜から金曜: 午前9時から午後8時 土曜・日曜・祝日: 午前9時から午後6時	月曜から金曜: 午前9時から午後7時 土曜・日曜・祝日: 午前9時から午後6時	月曜から金曜: 午前10時から午後7時 土曜・日曜・祝日: 午前10時から午後5時
休館日	第2月曜日・第4金曜日 年末年始(12月29日から1月4日) 特別整理期間	第1火曜日・第4金曜日 年末年始(12月29日から1月4日) 特別整理期間	第1月曜日・第4金曜日 年末年始(12月29日から1月4日) 特別整理期間	第1火曜日・第4金曜日 年末年始(12月29日から1月4日) 特別整理期間	第1月曜日・第4金曜日 年末年始(12月29日から1月4日) 特別整理期間	第1月曜日・第4金曜日 年末年始(12月29日から1月4日) 特別整理期間	第1火曜日・第4金曜日 年末年始(12月29日から1月4日) 特別整理期間	第2月曜日・第4金曜日 雑司が谷地域文化創造館の休館日 年末年始(12月29日から1月4日) 特別整理期間(中央図書館)
その他設備	視覚障害者用施設 (対面朗読室・録音室・障害者用閲覧 室・点字ブロック他) 車椅子・エレベーター・多目的トイレ・授乳室 あつるすぽっと(舞台芸術交流セン ター)併設	対面朗読室・点字ブロック・車イス・ エレベーター・多目的トイレ・授乳 室・Wi-Fi(登録制) 駒込地域文化創造館併設	スロープ・点字ブロック・車イス エレベーター・多目的トイレ	対面朗読室・録音室・点字ブロッ ク・車イス・視覚覚ホール・エレベ ーター・多目的トイレ・Wi-Fi(登録制)	スロープ・車イス・多目的トイレ 池袋第三区民集会所併設 Wi-Fi(登録制)	点字ブロック・車イス・エレベーター 多目的トイレ 目白第一区民集会所併設 Wi-Fi(登録制)	閲覧室・スロープ・車イス・多目的 トイレ	スロープ・点字ブロック・多目的 トイレ 教育センター・雑司が谷地域文化 創造館・雑司が谷体育館併設

* 閲覧席数には集会室・ホール等の席数は含まない。* 駒込図書館は、平日は午前8時から資料の返却と予約資料の受け取りができる。

* 平成19年5月に雑司が谷図書館を閉館して雑司が谷図書貸出コーナーを開設した。

* 令和2年度は閲覧席を間引きして使用していたため、上記の数よりも実数は少ない。

(令和3年4月1日現在)

3. 豊島区立図書館基本計画（第二次）策定経過

● 豊島区図書館経営協議会

回数	開催日	議題
第1回	令和3年9月30日	1 各委員紹介 2 会長・副会長の選任 3 報告「図書館経営協議会及び豊島区立図書館の概要」 4 協議「豊島区子ども読書活動推進計画（素案）」について 5 協議「豊島区立図書館基本計画（骨子案）」について
第2回	令和3年11月4日	1 報告事項「豊島の図書館について」 2 協議事項「豊島区子ども読書活動推進計画（第四次素案）」について 3 協議事項：豊島区立図書館基本計画（第二次）素案」について
第3回		1 2

● 豊島区図書館経営協議会委員名簿（令和3年度）

職	構成	役職	氏名
会長	学識経験者	慶應義塾大学名誉教授	上田 修一
副会長	学識経験者	日本女子大学名誉教授	三神 和子
委員	教育委員会委員	豊島区教育長職務代理者	樋口 郁代
同上	小学校校長会	池袋本町小学校 校長	佐藤 洋士
同上	中学校校長会	巣鴨北中学校 校長	平本 浩実
同上	区内7大学図書館代表	大正大学図書館情報メディア部長 兼附属図書館館長	稲井 達也
同上	区内7大学図書館代表	川村学園女子大学目白キャンパス 事務室	上田 あさ子
同上	図書館ボランティア代表	ひかり文庫朗読会 会長	人見 共
同上	区民	図書館利用者代表	小川 博子
同上	区民	図書館利用者代表	所 哲哉
同上	区長が必要と認めた者	豊島区聴覚障害者協会 会長	長谷川 則之
同上	区長が必要と認めた者	東京外国語大学 世界言語社会教育センター・留学生 日本語教育センター 特任講師	幸松 英恵
同上	区長が必要と認めた者	ジャーナリスト	清野 由美
同上	区職員	文化商工部長	小池 章一

● 豊島区教育委員会

回数	開催日	議題
第1回	令和3年5月11日	1 報告事項 「豊島区図書館基本計画」の改定について
第2回	令和3年10月12日	1 報告事項 豊島区立図書館基本計画（第二次）の骨子（案）について
第4回		
第5回		

● 豊島区教育委員会名簿

職名	氏名	任期
教育長	金子 智 雄	自 令和2年1月5日 至 令和5年1月4日
教育長職務代理	樋口 郁 代	自 令和2年4月1日 至 令和6年3月31日（再任）
委員	酒井 朗	自 令和2年4月1日 至 令和6年3月31日
同上	村瀬 愛	自 令和2年3月29日 至 令和6年3月28日
同上	大澤 誠	自 令和3年2月25日 至 令和7年2月24日

第2章 関係法令等

1. 図書館法（一部抜粋）

○図書館法

(昭和二十五年四月三十日)
(法律第百十八号)

図書館法をここに公布する。

図書館法

目次

第一章 総則(第一条—第九条)

第二章 公立図書館(第十条—第二十三条)

第三章 私立図書館(第二十四条—第二十九条)

附則

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)の精神に基き、図書館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人が設置するもの(学校に附属する図書館又は図書室を除く。)をいう。

2 前項の図書館のうち、地方公共団体の設置する図書館を公立図書館といい、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人の設置する図書館を私立図書館という。

(昭二七法三〇五・平一八法五〇・一部改正)

(図書館奉仕)

第三条 図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるように留意し、おのおの次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

一 郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード及びフィルムの収集にも十分留意して、図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。))を含む。以下「図書館資料」という。)を収集し、一般公衆の利用に供すること。

二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。

三 図書館の職員が図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談に応ずるようにすること。

四 他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び学校に附属する図書館又は図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。

五 分館、閲覧所、配本所等を設置し、及び自動車文庫、貸出文庫の巡回を行うこと。

六 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、及びこれらの開催を奨励すること。

七 時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。

八 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。

九 学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、協力すること。

(平二〇法五九・一部改正)

(司書及び司書補)

第四条 図書館に置かれる専門的職員を司書及び司書補と称する。

2 司書は、図書館の専門的事務に従事する。

3 司書補は、司書の職務を助ける。

(司書及び司書補の資格)

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、司書となる資格を有する。

一 大学を卒業した者(専門職大学の前期課程を修了した者を含む。次号において同じ。)で大学において文部科学省令で定める図書館に関する科目を履修したもの

二 大学又は高等専門学校を卒業した者で次条の規定による司書の講習を修了したもの

三 次に掲げる職にあつた期間が通算して三年以上になる者で次条の規定による司書の講習を修了したもの

イ 司書補の職

ロ 国立国会図書館又は大学若しくは高等専門学校の附属図書館における職で司書補の職に相当するもの

ハ ロに掲げるもののほか、官公署、学校又は社会教育施設における職で社会教育主事、学芸員その他の司書補の職と同等以上の職として文部科学大臣が指定するもの

2 次の各号のいずれかに該当する者は、司書補となる資格を有する。

一 司書の資格を有する者

二 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第九十条第一項の規定により大学に入学することのできる者で次条の規定による司書補の講習を修了したもの

(昭三六法一四五・平一〇法一〇一・平二〇法五九・平二九法四一・一部改正)

(司書及び司書補の講習)

第六条 司書及び司書補の講習は、大学が、文部科学大臣の委嘱を受けて行う。

2 司書及び司書補の講習に関し、履修すべき科目、単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。ただし、その履修すべき単位数は、十五単位を下ることができない。

(昭二七法一八五・平一一法一六〇・一部改正)

(司書及び司書補の研修)

第七条 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、司書及び司書補に対し、その資質の向上のために必要な研修を行うよう努めるものとする。

(平二〇法五九・全改)

(設置及び運営上望ましい基準)

第七条の二 文部科学大臣は、図書館の健全な発達を図るために、図書館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを公表するものとする。

(平二〇法五九・追加)

(運営の状況に関する評価等)

第七条の三 図書館は、当該図書館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(平二〇法五九・追加)

(運営の状況に関する情報の提供)

第七条の四 図書館は、当該図書館の図書館奉仕に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該図書館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(平二〇法五九・追加)

(協力の依頼)

第八条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の図書館奉仕を促進するために、市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が図書館の設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体(第十三条第一項において「特定地方公共団体」という。))である市町村にあつては、その長又は教育委員会)に対し、総合目録の作製、貸出文庫の巡回、図書館資料の相互貸借等に関して協力を求めることができる。

(昭三一法一六三・令元法二六・一部改正)

(公の出版物の収集)

第九条 政府は、都道府県の設置する図書館に対し、官報その他一般公衆に対する広報の用に供せられる独立行政法人国立印刷局の刊行物を二部提供するものとする。

2 国及び地方公共団体の機関は、公立図書館の求めに応じ、これに対して、それぞれの発行する刊行物その他の資料を無償で提供することができる。

(昭二七法二七〇・平一四法四一・一部改正)

第二章 公立図書館

(設置)

第十条 公立図書館の設置に関する事項は、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

(昭三一法一六三・一部改正)

第十一条及び第十二条 削除

(昭六〇法九〇)

(職員)

第十三条 公立図書館に館長並びに当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会(特定地方公共団体の長がその設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされた図書館(第十五条において「特定図書館」という。))にあつ

ては、当該特定地方公共団体の長が必要と認める専門的職員、事務職員及び技術職員を置く。

2 館長は、館務を掌理し、所属職員を監督して、図書館奉仕の機能の達成に努めなければならない。

(昭三一法一四八・昭三六法一四五・昭三七法一三三・平一一法八七・令元法二六・一部改正)

(図書館協議会)

第十四条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第十五条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会(特定図書館に置く図書館協議会の委員にあつては、当該地方公共団体の長)が任命する。

(平一一法八七・平二〇法五九・平二三法一〇五・令元法二六・一部改正)

第十六条 図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

(昭三一法一六三・昭三四法一五八・平一一法八七・平二三法一〇五・一部改正)

(入館料等)

第十七条 公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない。

第十八条及び第十九条 削除

(平二〇法五九)

(図書館の補助)

第二十条 国は、図書館を設置する地方公共団体に対し、予算の範囲内において、図書館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。

2 前項の補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

(昭三四法一五八・全改)

第二十一条及び第二十二条 削除

(平一一法八七)

第二十三条 国は、第二十条の規定による補助金の交付をした場合において、左の各号の一に該当するときは、当該年度におけるその後の補助金の交付をやめるとともに、既に交付した当該年度の補助金を返還させなければならない。

一 図書館がこの法律の規定に違反したとき。

二 地方公共団体が補助金の交付の条件に違反したとき。

三 地方公共団体が虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。

第三章 私立図書館

第二十四条 削除

(昭四二法一二〇)

(都道府県の教育委員会との関係)

第二十五条 都道府県の教育委員会は、私立図書館に対し、指導資料の作製及び調査研究のために必要な報告を求めることができる。

2 都道府県の教育委員会は、私立図書館に対し、その求めに応じて、私立図書館の設置及び運営に関して、専門的、技術的の指導又は助言を与えることができる。

(昭三一法一六三・一部改正)

(国及び地方公共団体との関係)

第二十六条 国及び地方公共団体は、私立図書館の事業に干渉を加え、又は図書館を設置する法人に対し、補助金を交付してはならない。

第二十七条 国及び地方公共団体は、私立図書館に対し、その求めに応じて、必要な物資の確保につき、援助を与えることができる。

(入館料等)

第二十八条 私立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対する対価を徴収することができる。

(図書館同種施設)

第二十九条 図書館と同種の施設は、何人もこれを設置することができる。

2 第二十五条第二項の規定は、前項の施設について準用する。

(昭三一法一六三・一部改正)

附 則 抄

1 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。但し、第十七条の規定は、昭和二十六年四月一日から施行する。

以下 略

2. 図書館の設置及び運営上の望ましい基準

図書館の設置及び運営上の望ましい基準(平成24年12月19日文部科学省告示第172号)

図書館法(昭和二十五年法律第百十八号)第七条の二の規定に基づき、公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準(平成十三年文部科学省告示第百三十二号)の全部を次のように改正し、平成24年12月19日から施行する。

平成24年12月19日
文部科学大臣 田中眞紀子

目次

第一 総則

- 一 趣旨
- 二 設置の基本
- 三 運営の基本
- 四 連携・協力
- 五 著作権等の権利の保護
- 六 危機管理

第二 公立図書館

一 市町村立図書館

1 管理運営

- (一) 基本的運営方針及び事業計画
- (二) 運営の状況に関する点検及び評価等
- (三) 広報活動及び情報公開
- (四) 開館日時等
- (五) 図書館協議会
- (六) 施設・設備

2 図書館資料

- (一) 図書館資料の収集等
- (二) 図書館資料の組織化

3 図書館サービス

- (一) 貸出サービス等
- (二) 情報サービス
- (三) 地域の課題に対応したサービス
- (四) 利用者に対応したサービス
- (五) 多様な学習機会の提供
- (六) ボランティア活動等の促進

4 職員

- (一) 職員の配置等
- (二) 職員の研修

二 都道府県立図書館

- 1 域内の図書館への支援
- 2 施設・設備
- 3 調査研究
- 4 図書館資料
- 5 職員
- 6 準用

第三 私立図書館

一 管理運営

- 1 運営の状況に関する点検及び評価等
 - 2 広報活動及び情報公開
 - 3 開館日時
 - 4 施設・設備
- ##### 二 図書館資料
- ##### 三 図書館サービス
- ##### 四 職員

第一 総則

一 趣旨

- 1 この基準は、図書館法(昭和二十五年法律第百十八号。以下「法」という。)第七条の二の規定に基づく図書館の設置及び運営上の望ましい基準であり、図書館の健全な発展に資することを目的とする。
- 2 図書館は、この基準を踏まえ、法第三条に掲げる事項等の図書館サービスの実施に努めなければならない。

二 設置の基本

- 1 市(特別区を含む。以下同じ。)町村は、住民に対して適切な図書館サービスを行うことができるよう、住民の生活圏、図書館の利用圏等を十分に考慮し、市町村立図書館及び分館等の設置に努めるとともに、必要に応じ移動図書館の活用を行うものとする。併せて、市町村立図書館と公民館図書室等との連携を推進することにより、当該市町村の全域サービス網の整備に努めるものとする。
- 2 都道府県は、都道府県立図書館の拡充に努め、住民に対して適切な図書館サービスを行うとともに、図書館未設置の町村が多く存在することも踏まえ、当該都道府県内の図書館サービスの全体的な進展を図る観点に立って、市町村に対して市町村立図書館の設置及び運営に関する必要な指導・助言等を行うものとする。
- 3 公立図書館(法第二条第二項に規定する公立図書館をいう。以下同じ。)の設置に当たっては、サービス対象地域の人口分布と人口構成、面積、地形、交通網等を勘案して、適切な位置及び必要な図書館施設の床面積、蔵書収蔵能力、職員数等を確保するよう努めるものとする。

三 運営の基本

- 1 図書館の設置者は、当該図書館の設置の目的を適切に達成するため、司書及び司書補の確保並びに資質・能力の向上に十分留意しつつ、必要な管理運営体制の構築に努めるものとする。
- 2 市町村立図書館は、知識基盤社会における知識・情報の重要性を踏まえ、資料（電磁的記録を含む。以下同じ。）や情報の提供等の利用者及び住民に対する直接的なサービスの実施や、読書活動の振興を担う機関として、また、地域の情報拠点として、利用者及び住民の要望や社会の要請に応え、地域の実情に即した運営に努めるものとする。
- 3 都道府県立図書館は、前項に規定する事項に努めるほか、住民の需要を広域的かつ総合的に把握して、資料及び情報を体系的に収集、整理、保存及び提供すること等を通じて、市町村立図書館に対する円滑な図書館運営の確保のための援助に努めるとともに、当該都道府県内の図書館間の連絡調整等の推進に努めるものとする。
- 4 私立図書館（法第二条第二項に規定する私立図書館をいう。以下同じ。）は、当該図書館を設置する法人の目的及び当該図書館の設置の目的に基づき、広く公益に資するよう運営を行うことが望ましい。
- 5 図書館の設置者は、当該図書館の管理を他の者に行わせる場合には、当該図書館の事業の継続的かつ安定的な実施の確保、事業の水準の維持及び向上、司書及び司書補の確保並びに資質・能力の向上等が図られるよう、当該管理者との緊密な連携の下に、この基準に定められた事項が確実に実施されるよう努めるものとする。

四 連携・協力

- 1 図書館は、高度化・多様化する利用者及び住民の要望に対応するとともに、利用者及び住民の学習活動を支援する機能の充実を図るため、資料や情報の相互利用などの他の施設・団体等との協力を積極的に推進するよう努めるものとする。
- 2 図書館は、前項の活動の実施に当たっては、図書館相互の連携のみならず、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室、学校図書館及び大学図書館等の図書施設、学校、博物館及び公民館等の社会教育施設、関係行政機関並びに民間の調査研究施設及び民間団体等との連携にも努めるものとする。

五 著作権等の権利の保護

図書館は、その運営に当たって、職員や利用者が著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）その他の法令に規定する権利を侵害することのないよう努めるものとする。

六 危機管理

- 1 図書館は、事故、災害その他非常の事態による被害を防止するため、当該図書館の特性を考慮しつつ、想定される事態に係る危機管理に関する手引書の作成、関係機関と連携した危機管理に関する訓練の定期的な実施その他の十分な措置を講じるものとする。
- 2 図書館は、利用者の安全の確保のため、防災上及び衛生上必要な設備を備えるものとする。

第二 公立図書館

一 市町村立図書館

1 管理運営

(一) 基本的運営方針及び事業計画

- 1 市町村立図書館は、その設置の目的を踏まえ、社会の変化や地域の実情に応じ、当該図書館の事業の実施等に関する基本的な運営の方針（以下「基本的運営方針」という。）を策定し、公表するよう努めるものとする。
- 2 市町村立図書館は、基本的運営方針を踏まえ、図書館サービスその他図書館の運営に関する適切な指標を選定し、これらに係る目標を設定するとともに、事業年度ごとに、当該事業年度の事業計画を策定し、公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村立図書館は、基本的運営方針並びに前項の指標、目標及び事業計画の策定に当たっては、利用者及び住民の要望並びに社会の要請に十分留意するものとする。

(二) 運営の状況に関する点検及び評価等

- 1 市町村立図書館は、基本的運営方針に基づいた運営がなされることを確保し、その事業の水準の向上を図るため、各年度の図書館サービスその他図書館の運営の状況について、(一)の2の目標及び事業計画の達成状況等に関し自ら点検及び評価を行うよう努めなければならない。
- 2 市町村立図書館は、前項の点検及び評価のほか、当該図書館の運営体制の整備の状況に応じ、図書館協議会（法第十四条第一項に規定する図書館協議会をいう。以下同じ。）の活用その他の方法により、学校教育又は社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、図書館の事業に関して学識経験のある者、図書館の利用者、住民その他の関係者・第三者による評価を行うよう努めるものとする。
- 3 市町村立図書館は、前二項の点検及び評価の結果に基づき、当該図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 4 市町村立図書館は、第一項及び第二項の点検及び評価の結果並びに前項の措置の内容について、インターネットその他の高度情報通信ネットワーク（以下「インターネット等」という。）をはじめとした多様な媒体を活用すること等により、積極的に公表するよう努めなければならない。

(三) 広報活動及び情報公開

市町村立図書館は、当該図書館に対する住民の理解と関心を高め、利用者の拡大を図るため、広報紙等の定期的な刊行やインターネット等を活用した情報発信等、積極的かつ計画的な広報活動及び情報公開に努めるものとする。

(四) 開館日時等

市町村立図書館は、利用者及び住民の利用を促進するため、開館日・開館時間の設定に当たっては、地域の実情や利用者及び住民の多様な生活時間等に配慮するものとする。また、移動図書館を運行する場合は、適切な周期による運行等に努めるものとする。

(五) 図書館協議会

1 市町村教育委員会は、図書館協議会を設置し、地域の実情を踏まえ、利用者及び住民の要望を十分に反映した図書館の運営がなされるよう努めるものとする。

2 図書館協議会の委員には、法第十六条の規定により条例で定める委員の任命の基準に従いつつ、地域の実情に応じ、多様な人材の参画を得るよう努めるものとする。

(六) 施設・設備

1 市町村立図書館は、この基準に示す図書館サービスの水準を達成するため、図書館資料の開架・閲覧、保存、視聴覚資料の視聴、情報の検索・レファレンスサービス、集会・展示、事務管理等に必要な施設・設備を確保するよう努めるものとする。

2 市町村立図書館は、高齢者、障害者、乳幼児とその保護者及び外国人その他特に配慮を必要とする者が図書館施設を円滑に利用できるよう、傾斜路や対面朗読室等の施設の整備、拡大読書器等資料の利用に必要な機器の整備、点字及び外国語による表示の充実等に努めるとともに、児童・青少年の利用を促進するため、専用スペースの確保等に努めるものとする。

2 図書館資料

(一) 図書館資料の収集等

1 市町村立図書館は、利用者及び住民の要望、社会の要請並びに地域の実情に十分留意しつつ、図書館資料の収集に関する方針を定め、公表するよう努めるものとする。

2 市町村立図書館は、前項の方針を踏まえ、充実した図書館サービスを実施する上で必要となる十分な量の図書館資料を計画的に整備するよう努めるものとする。その際、郷土資料及び地方行政資料、新聞の全国紙及び主要な地方紙並びに視聴覚資料等多様な資料の整備にも努めるものとする。また、郷土資料及び地方行政資料の電子化に努めるものとする。

(二) 図書館資料の組織化

市町村立図書館は、利用者の利便性の向上を図るため、図書館資料の分類、配架、目録・索引の整備等による組織化に十分配慮するとともに、書誌データの整備に努めるものとする。

3 図書館サービス

(一) 貸出サービス等

市町村立図書館は、貸出サービスの充実を図るとともに、予約制度や複写サービス等の運用により利用者の多様な資料要求に的確に応えるよう努めるものとする。

(二) 情報サービス

1 市町村立図書館は、インターネット等や商用データベース等の活用にも留意しつつ、利用者の求めに応じ、資料の提供・紹介及び情報の提示等を行うレファレンスサービスの充実・高度化に努めるものとする。

2 市町村立図書館は、図書館の利用案内、テーマ別の資料案内、資料検索システムの供用等のサービスの充実等に努めるものとする。

3 市町村立図書館は、利用者がインターネット等の利用により外部の情報にアクセスできる環境の提供、利用者の求めに応じ、求める資料・情報にアクセスできる地域内外の機関等を紹介するレフェラルサービスの実施に努めるものとする。

(三) 地域の課題に対応したサービス

市町村立図書館は、利用者及び住民の生活や仕事に関する課題や地域の課題の解決に向けた活動を支援するため、利用者及び住民の要望並びに地域の実情を踏まえ、次に掲げる事項その他のサービスの実施に努めるものとする。

ア 就職・転職、起業、職業能力開発、日常の仕事等に関する資料及び情報の整備・提供

イ 子育て、教育、若者の自立支援、健康・医療、福祉、法律・司法手続等に関する資料及び情報の整備・提供

ウ 地方公共団体の政策決定、行政事務の執行・改善及びこれらに関する理解に必要な資料及び情報の整備・提供

(四) 利用者に対応したサービス

市町村立図書館は、多様な利用者及び住民の利用を促進するため、関係機関・団体と連携を図りながら、次に掲げる事項その他のサービスの充実等に努めるものとする。

ア (児童・青少年に対するサービス) 児童・青少年用図書の整備・提供、児童・青少年の読書活動を促進するための読み聞かせ等の実施、その保護者等を対象とした講座・展示会の実施、学校等の教育施設等との連携

イ (高齢者に対するサービス) 大活字本、録音資料等の整備・提供、図書館利用の際の介助、図書館資料等の代読サービスの実施

ウ (障害者に対するサービス) 点字資料、大活字本、録音資料、手話や字幕入りの映像資料等の整備・提供、手話・筆談等によるコミュニケーションの確保、図書館利用の際の介助、図書館資料等の代読サービスの実施

エ (乳幼児とその保護者に対するサービス) 乳幼児向けの図書及び関連する資料・情報の整備・提供、読み聞かせの支援、講座・展示会の実施、託児サービスの実施

オ (外国人等に対するサービス) 外国語による利用案内の作成・頒布、外国語資料や各国事情に関する資料の整備・提供

カ (図書館への来館が困難な者に対するサービス) 宅配サービスの実施

(五)多様な学習機会の提供

1 市町村立図書館は、利用者及び住民の自主的・自発的な学習活動を支援するため、講座、相談会、資料展示会等を主催し、又は関係行政機関、学校、他の社会教育施設、民間の関係団体等と共催して多様な学習機会の提供に努めるとともに、学習活動のための施設・設備の供用、資料の提供等を通じ、その活動環境の整備に努めるものとする。

2 市町村立図書館は、利用者及び住民の情報活用能力の向上を支援するため、必要な学習機会の提供に努めるものとする。

(六)ボランティア活動等の促進

1 市町村立図書館は、図書館におけるボランティア活動が、住民等が学習の成果を活用する場であるとともに、図書館サービスの充実にも資するものであることにかんがみ、読み聞かせ、代読サービス等の多様なボランティア活動等の機会や場所を提供するよう努めるものとする。

2 市町村立図書館は、前項の活動への参加を希望する者に対し、当該活動の機会や場所に関する情報の提供や当該活動を円滑に行うための研修等を実施するよう努めるものとする。

4 職員

(一)職員の配置等

1 市町村教育委員会は、市町村立図書館の館長として、その職責にかんがみ、図書館サービスその他の図書館の運営及び行政に必要な知識・経験とともに、司書となる資格を有する者を任命することが望ましい。

2 市町村教育委員会は、市町村立図書館が専門的なサービスを実施するために必要な数の司書及び司書補を確保するよう、その積極的な採用及び処遇改善に努めるとともに、これら職員の職務の重要性にかんがみ、その資質・能力の向上を図る観点から、第一の四の2に規定する関係機関等との計画的な人事交流(複数の市町村又は都道府県の機関等との広域的な人事交流を含む。)に努めるものとする。

3 市町村立図書館には、前項の司書及び司書補のほか、必要な数の職員を置くものとする。

4 市町村立図書館は、専門的分野に係る図書館サービスの充実を図るため、必要に応じ、外部の専門的知識・技術を有する者の協力を得るよう努めるものとする。

(二)職員の研修

1 市町村立図書館は、司書及び司書補その他の職員の資質・能力の向上を図るため、情報化・国際化の進展等に留意しつつ、これらの職員に対する継続的・計画的な研修の実施等に努めるものとする。

2 市町村教育委員会は、市町村立図書館の館長その他の職員の資質・能力の向上を図るため、各種研修機会の拡充に努めるとともに、文部科学大臣及び都道府県教育委員会等が主催する研修その他必要な研修にこれら職員を参加させるよう努めるものとする。

二 都道府県立図書館

1 域内の図書館への支援

1 都道府県立図書館は、次に掲げる事項について、当該都道府県内の図書館の求めに応じて、それらの図書館への支援に努めるものとする。

ア 資料の紹介、提供に関すること

イ 情報サービスに関すること

ウ 図書館資料の保存に関すること

エ 郷土資料及び地方行政資料の電子化に関すること

オ 図書館の職員の研修に関すること

カ その他図書館運営に関すること

2 都道府県立図書館は、当該都道府県内の図書館の状況に応じ、それらの図書館との間における情報通信技術を活用した情報の円滑な流通や、それらの図書館への資料の貸出のための円滑な搬送の確保に努めるものとする。

3 都道府県立図書館は、当該都道府県内の図書館の相互協力の促進等に資するため、当該都道府県内の図書館で構成する団体等を活用して、図書館間の連絡調整の推進に努めるものとする。

2 施設・設備

都道府県立図書館は、第二の二の6により準用する第二の一の1の(六)に定める施設・設備のほか、次に掲げる機能に必要な施設・設備の確保に努めるものとする。

ア 研修

イ 調査研究

ウ 市町村立図書館の求めに応じた資料保存等

3 調査研究

都道府県立図書館は、図書館サービスを効果的・効率的に行うための調査研究に努めるものとする。その際、特に、図書館に対する利用者及び住民の要望、図書館運営にかかわる地域の諸条件、利用者及び住民の利用促進に向けた新たなサービス等に関する調査研究に努めるものとする。

4 図書館資料

都道府県立図書館は、第二の二の6により準用する第二の一の2に定める事項のほか、次に掲げる事項の実施に努めるものとする。

ア 市町村立図書館等の要求に十分に応えるための資料の整備

イ 高度化・多様化する図書館サービスへの要請に対応するための、郷土資料その他の特定分野に関する資料の目録・索引等の整備及び配布

5 職員

1 都道府県教育委員会は、都道府県立図書館において第二の二の6により準用する第二の一の4の(一)に定める職員のほか、第二の二の1、3及び4に掲げる機能を果たすために必要な職員を確保するよう努めるものとする。

2 都道府県教育委員会は、当該都道府県内の図書館の職員の資質・能力の向上を図るため、それらの職員を対象に、必要な研修を行うよう努めるものとする。

6 準用

第二の一に定める市町村立図書館に係る基準は、都道府県立図書館に準用する。

第三 私立図書館

一 管理運営

1 運営の状況に関する点検及び評価等

1 私立図書館は、その運営が適切に行われるよう、図書館サービスその他図書館の運営に関する適切な指標を選定し、これらに係る目標を設定した上で、その目標の達成状況等に関し自ら点検及び評価を行うよう努めるものとする。

2 私立図書館は、前項の点検及び評価のほか、当該図書館の運営体制の整備の状況に応じ、図書館の事業に関して学識経験のある者、当該図書館の利用者その他の関係者・第三者による評価を行うことが望ましい。

3 私立図書館は、前二項の点検及び評価の結果に基づき、当該図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4 私立図書館は、第一項及び第二項の点検及び評価の結果並びに前項の措置の内容について、積極的に公表するよう努めるものとする。

2 広報活動及び情報公開

私立図書館は、積極的かつ計画的な広報活動及び情報公開を行うことが望ましい。

3 開館日時

私立図書館は、開館日・開館時間の設定に当たっては、多様な利用者に配慮することが望ましい。

4 施設・設備

私立図書館は、その設置の目的に基づく図書館サービスの水準を達成するため、多様な利用者に配慮しつつ、必要な施設・設備を確保することが望ましい。

二 図書館資料

私立図書館は、当該図書館が対象とする専門分野に応じて、図書館資料を計画的かつ継続的に収集・組織化・保存し、利用に供することが望ましい。

三 図書館サービス

私立図書館は、当該図書館における資料及び情報の整備状況、多様な利用者の要望等に配慮して、閲覧・貸出・レファレンスサービス等のサービスを適切に提供することが望ましい。

四 職員

1 私立図書館には、専門的なサービスを実施するために必要な数の司書及び司書補その他職員を置くことが望ましい。

2 私立図書館は、その職員の資質・能力の向上を図るため、当該職員に対する研修の機会を確保することが望ましい。

3. 豊島区立図書館設置条例 (一部抜粋)

○豊島区立図書館設置条例

昭和39年3月26日
条例第12号

(設置)

第1条 豊島区に図書館法(昭和25年法律第118号)第10条の規定に基づき、豊島区立図書館(以下「館」という。)を設置する。

(平27条例46・一部改正)

(名称及び位置)

第2条 館の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

(昭43条例16・全改、平27条例46・一部改正)

(事業)

第3条 館は、図書館法第3条及び身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第34条の規定に基づき、次の各号に掲げる事業を行う。

(1) 館の管理運営に関する事業

(2) 館の施設の維持管理に関する事業

(3) 前2号に定めるもののほか、豊島区教育委員会(以下「委員会」という。)が規則で定める事業

(平27条例46・追加)

(開館時間及び休館日)

第4条 館の開館時間及び休館日は、別表第2のとおりとする。ただし、委員会が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(平27条例46・追加)

(指定管理者による管理)

第5条 館の管理業務は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、委員会が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

(平27条例46・追加)

(指定管理者が行う業務)

第6条 指定管理者は、第3条各号に掲げる事業を行うものとする。

(平27条例46・追加)

(指定管理者による管理基準)

第7条 指定管理者は、この条例に従い、館の管理に関する業務を適正に行わなければならない。

2 第4条の規定にかかわらず、指定管理者は、あらかじめ委員会の承認を得て、館の開館時間を変更し、又は開館時間を超えて開館することができる。

3 第4条の規定にかかわらず、指定管理者は、あらかじめ委員会の承認を得て、館の休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(平27条例46・追加)

(委任)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、豊島区教育委員会規則で定める。(昭62条例23・旧第3条繰下、平17条例30・旧第4条繰上、平27条例46・旧第3条繰下)

附 則

1 この条例は、昭和39年4月1日から施行する。

以下 略

別表第1(第2条関係)

(昭43条例16・追加、昭44条例39・昭46条例7・昭54条例17・昭56条例26・昭61条例36・昭62条例23・平元条例37・平元条例45・平5条例20・平18条例73・一部改正、平27条例46・旧別表・一部改正)

名称	位置
豊島区立中央図書館	東京都豊島区東池袋四丁目5番2号
豊島区立駒込図書館	東京都豊島区駒込二丁目2番2号
豊島区立巣鴨図書館	東京都豊島区巣鴨三丁目8番2号
豊島区立上池袋図書館	東京都豊島区上池袋二丁目45番15号
豊島区立池袋図書館	東京都豊島区池袋三丁目29番10号
豊島区立目白図書館	東京都豊島区目白四丁目31番8号
豊島区立千早図書館	東京都豊島区千早二丁目44番2号

別表第2(第4条関係)

(平27条例46・追加)

図書館名	豊島区立中央図書館	豊島区立巣鴨図書館	豊島区立駒込図書館
		豊島区立池袋図書館	豊島区立上池袋図書館
		豊島区立目白図書館	豊島区立千早図書館
開館時間	午前10時から午後10時まで(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「国民の休日」という。)に当たるときは、午前10時から午後6時まで)	午前9時から午後7時まで(ただし、土曜日、日曜日及び国民の休日は、午前9時から午後6時まで)	
休館日	年始 1月1日から同月4日まで	年末 12月29日から同月31日まで	
	定期休館日 毎月第2月曜日	毎月第1月曜日	毎月第1火曜日
	館内整理日 毎月第4金曜日(ただし、その日が国民の休日に当たるときは、委員会が別に定める日)		
	特別整理期間 1年のうち15日以内で委員会が別に定める期間		

4. 豊島区図書館経営協議会規則

○豊島区図書館経営協議会規則

平成20年12月1日

規則第72号

改正 平成26年3月31日規則第21号

平成27年7月31日規則第69号

令和元年7月17日規則第11号

令和3年7月8日規則第49号

(趣旨)

第1条 この規則は、豊島区附属機関設置に関する条例(平成26年豊島区条例第16号)第6条の規定に基づき、豊島区図書館経営協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(令元規則11・全改)

(所掌事項)

第2条 協議会は、図書館サービスの成果及び達成度を明らかにし、効率的かつ効果的な図書館行政の推進に資するため、豊島区立図書館(以下「図書館」という。)の経営評価その他の図書館政策について、意見を述べ、又は提言を行うものとする。

(図書館課長の責務)

第3条 図書館課長は、前条の意見又は提言を尊重し、図書館経営及び運営に反映させるよう努めなければならない。

(平26規則21・一部改正)

(組織)

第4条 協議会は、次に掲げる者につき、区長が委嘱又は任命する委員をもって組織する。

(1) 学識経験者 2名以内

(2) 教育委員会委員 1名

(3) 豊島区立小中学校長 2名以内

(4) としま図書館ネットワーク代表者 2名以内

(5) 区民 2名以内

(6) 図書館ボランティア代表者 1名

(7) 豊島区参与(図書館行政政策顧問) 1名

(8) 区職員 1名

(9) 前各号に掲げる者のほか、区長が必要と認めたる者 3名以内

(平27規則69・一部改正、令3規則49・一部改正)

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、協議会を代表し、会議を主宰する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を行う。

5 会長及び副会長の任期は、委員の任期とする。

6 前項の規定にかかわらず、区長が必要と認めるときは、この限りでない。

(令元規則11・旧第6条線上)

(協議会の招集)

第6条 協議会は、会長が招集する。

(令元規則11・旧第7条線上)

(定足数及び議決)

第7条 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(令元規則11・旧第8条線上)

(委員の解囑)

第8条 区長は、委員に特別の理由があると認めるときは、協議会の同意を得た上で、任期中であってもその委嘱を解くことができる。

(令元規則11・旧第9条線上)

(関係者の出席等)

第9条 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

2 協議会は、図書館課長に対し、必要な資料の提出を求めることができる。

(平26規則21・一部改正、令元規則11・旧第10条線上)

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、図書館課において処理する。

(令元規則11・旧第11条線上)

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、協議会の意見を聴いた上で、区長が定める。

(令元規則11・旧第12条線上)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年3月31日規則第21号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年7月31日規則第69号)

この規則は、平成27年8月1日から施行する。

附 則(令和元年7月17日規則第11号)

この規則は、令和元年7月24日から施行する。

附 則(令和3年7月8日規則第49号)

この規則は令和3年7月16日から施行する。

5. 豊島区立図書館資料収集要綱

○豊島区立図書館資料収集要綱

平成17年3月22日
教育長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、豊島区立図書館の管理運営に関する規則(昭和54年教育委員会規則第4号)第3条第1項第1号の規定に基づき、図書館資料(以下「資料」という)の収集にあたって必要な事項を定め、適正な図書館運営を図ることを目的とする。

(収集の基本方針)

第2条 図書館は区民が求める資料を幅広く体系的に収集する。

- (1) 図書館は様々な思想、信条、学説、宗教、党派に対して、それぞれの観点にたった資料を公平かつ自由な立場で幅広く収集する。
- (2) 図書館は区民が求める多様な資料を各館で分担して収集し、相互に貸借して利用に供する。さらに区立図書館の資料で求めに応じられないときは、都立図書館、国会図書館、その他の図書館および関連諸機関と連携し、提供をはかる。

(収集の方法)

第3条 図書館は資料の収集にあたって、購入、寄贈、制作等の手段を利用して迅速、的確に収集する。

(館別収集方針)

第4条

- (1) 中央図書館は、地域図書館として収集する資料のほか、全域区民を対象にして、高次の学習、文化、調査研究に必要な資料を収集する。また、地域図書館の資料構成を補完する資料を収集する。
- (2) 中央図書館は豊島区および東京都の歴史・文化・社会・行政などの資料を網羅的に収集する。
- (3) 地域図書館は、区民の身近な図書館として、区民の社会生活を支える基本的な資料や日常の暮らしに役立つ資料を収集するとともに、趣味・レクリエーションなど区民の余暇生活を豊かなものにする資料を収集する。
- (4) 地域図書館は区民が生活する地域について、その歴史・文化・社会・行政などの情報を身近に得られるよう、資料を収集する。
- (5) 各地域図書館は、地域性を考慮し、地域ニーズに沿った貸出中心の資料を収集する。

(資料別収集方針)

第5条 収集する資料は、図書資料、視聴覚資料、障害者用資料とし、その収集方針は次のとおりとする。

(1) 図書資料

- ① 一般図書は、親しみやすく平易に書かれた資料を中心に各分野にわたり収集するとともに、必要に応じ高度かつ専門的な学習調査研究に関わる資料も収集する。
- ② 参考図書は、区民が調査研究するために必要な辞書、辞典事典、便覧、統計、年鑑、目録、名鑑等を系統的に収集する。

③ 青少年図書は、中学生、高校生および同世代の勤労青少年を対象に、青少年が好んで利用する資料で、精神的、知的成長にとって必要とされる資料を収集する。

④ 児童図書は、幼児、児童等を対象に子供の知的、情緒的経験の領域を広げ、想像力を伸ばし、情操を養うことが期待できるもので、的確な表現、科学性への配慮、正確な考証等に基づいた資料を収集する。

⑤ 外国語図書は、国際的な公用語、および近隣諸国の言語に関する資料を中心に収集する。

⑥ 逐次刊行物(新聞・雑誌)は最新の情報が得られる貴重な情報源であるので、幅広い分野にわたって収集する。

⑦ マンガは、評価の定まった作品を中心に、子供向けのものから大人向けのものまで、偏らないように収集する。

⑧ 郷土資料・パンフレットは、利用者がより身近なところで地域の歴史や地誌等に接することができるよう、郷土資料を収集する。また、行政資料についても、その収集に努める。

(2) 視聴覚資料

幅広い利用者層を対象とした収集を心掛けるとともに、ある程度評価の定まった資料を中心に収集する。また、今後のメディア開発の発展にあわせ、提供・保存に適切な資料を検討し、必要に応じて収集する。

(3) 障害者用資料

図書館資料の利用に障害のある人々に対し、社会生活に必要な事項、趣味、研修、学習、調査、研究活動などに情報提供をするための点字図書、録音図書、大活字本、さわる絵本を各分野にわたり収集や作成する。また、利用者の求めに応じて図書館資料の点訳、音訳、拡大写本の作成および収集に努める。

(収集資料の選定)

第6条 資料の収集にあたって、選定会議を開催して、収集する。

(資料の更新)

第7条 収集した資料を体系的に維持し、利用しやすい状態に管理するために適宜、除架、保存の処理を行う。

(資料の除籍)

第8条 収集した資料は、適正な資料構成の維持と充実をはかるため、除籍を行う。(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、中央図書館長の定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日より施行する。

